

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であ

- り、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【発注者指定型】）

- 第12条** 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

- 第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

仕様書

本業務は、平成30年に地すべり災害が発生した有瀬地区I-3ブロックにおいて、現在も地すべり活動が継続していることから、これまでに施工されている地すべり対策工の効果を評価し、追加対策工を検討する。追加対策工を検討する手法として、「三次元浸透流解析」を用いた令和7年度出水期における地下水位の再現解析を行い、令和6年度に決定した追加対策工の配置計画を反映した令和7年度の地下水位低下効果を算出し、令和6年度に決定した追加対策工の妥当性について評価・更新を行う。また、今後の追加対策工について、三次元浸透流解析により対策工の配置案を複数想定し、地下水排除効果が最も大きい対策工の配置を計画する。

年1回実施される有瀬地区土砂災害対策検討委員会にこれらの結果を踏まえた各種資料作成及び運営の補助を行う。

1 業務箇所

徳島県三好市西祖谷山村有瀬地内

2 業務内容

(1) 巡視調査

別途貸与する過年度までの点検結果を基に、有瀬地区I-3ブロックの巡視調査を実施する。斜面内の既往の亀裂・変状等の変化や、新規変状等の有無などの確認を行い、観測機器の変動状況等を踏まえて、調査職員に報告する。

(2) 地すべり機構解析

令和6～7年度に実施された地質調査結果を整理のうえ、風化断面図、破碎度区分断面図を更新し、I-3ブロック機構について整理する。

(3) 地すべり対策工の効果評価の整理

観測データを整理し、以下の流れで地すべり対策工の効果評価を行う。

(4) 三次元浸透流解析

令和7年度の出水期の実績データを用いて浸透流解析の再現計算を行い、過年度業務で検討した予測解析の精度向上を図る。また、更新した解析モデルを用いて令和6年度に計画された対策工の地下水低下に関して予測解析を行う。

解析モデル仕様、検討ケースは以下のとおりとする。

(三次元浸透流解析モデル仕様)

- ・ モデル範囲 : 幅 720m×奥行き 860m、面積約 0.6km²
- ・ 再現解析対象孔 : 約 30 孔
- ・ メッシュサイズ : 10m×10m×5～10m

(検討ケース)

- ・ 再現解析 : 1 ケース
- ・ 予測解析 : 2 ケース (基底水位時、令和7年度最高水位時)

1) 解析条件の整理

発注者より提供する三次元浸透流解析モデルデータをもとに、地盤モデルの境界条件、降雨条件を整理する。また、令和6年度以降の対策工施工箇所は、対策工についてモデルへ組み込む。

2) 令和7年度地下水位の再現解析

令和7年度出水期の観測結果をもとに地下水位を再現する期間を設定したうえで、三次元

浸透流解析を用いて地下水位の再現解析を行う。解析結果は各観測孔の実測地下水位と解析水位との差分の絶対誤差で評価する。誤差が大きい場合には、各層の透水係数や有効間隙率などの地盤パラメータについて、一般値（文献値）より大きく逸脱しない範囲で補正して、浸透流解析モデルの整合性を高める。

3) 地下水位低下量の予測解析

三次元浸透流解析モデルに、令和6年度に決定した追加対策工の配置計画を反映したうえで、基底水位時、令和7年度最高水位時における地下水位低下効果を算出する。算出結果は地下水位低下量が平面的に分かる資料として作成する。

(5) 対策工配置計画の評価・更新

三次元浸透流解析の結果をもとに、令和6年度に計画された対策工の施設配置の妥当性について評価・検証を行う。また、対策工の配置案を複数考えたうえで、三次元浸透流解析を用いて、地下水排除効果が最も大きい対策工配置計画を作成する。なお、解析に使用する対策工の配置案は10パターンを想定している。

解析モデル仕様、検討ケースは以下のとおりとする。

(三次元浸透流解析モデル仕様)

- ・モデル範囲 : 幅 720m×奥行き 860m、面積約 0.6km²
- ・再現解析対象孔 : 約 30 孔
- ・メッシュサイズ : 10m×10m×5～10m

(検討ケース)

- ・予測解析 : 20 ケース (各パターンで基底水位時、令和7年度最高水位時)

1) 対策工の配置計画検討

I-3 ブロック内の地下水位低下を目的として、横ボーリング工や集水井の配置計画案を10パターン程度立案する。なお、配置計画を検討する際、立案する対策工同士が極端に近くなるように留意する。

2) 対策工三次元配置モデルの作成

1) で立案した配置計画案をもとに、対策工を組み込んだ解析モデルを作成する。必要に応じてメッシュの細分化や修正を行う。

3) 地下水位低下量の予測解析

1) で立案した配置計画案をもとに、基底水位時、令和7年度最高水位時における地下水位低下効果を算出する。算出結果は地下水位低下量が平面的に分かる資料として作成する。

4) 対策工配置計画の更新

3) の結果をもとに、経済性、施工性等他の条件も考慮して、令和6年度の対策工配置計画の修正・更新を行う。

(6) 委員会の運営補助

有瀬地区土砂災害対策検討委員会における各種資料作成及び運営補助（現地視察補助、速記、会場設営等）を行う。なお、有瀬地区土砂災害対策検討委員会は1回の実施を想定している。

受託者は、業務期間中に疑義が生じた場合は、徳島県に申し出て指示を受けなければならない。